

「指定通所介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第 4570400194 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要介護」と認定された方が対象となります

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3 ~
6. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 徳榮会
(2) 法人所在地 宮崎県日南市大字楠原1840番地
(3) 電話番号 0987-21-2080
(4) 代表者氏名 理事長 河野 洋徳
(5) 設立年月 平成10年 9月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護通所介護事業所
平成12年3月17日指定 宮崎県 4570400194号
- (2) 事業所の目的 通所介護
(3) 事業所の名称 はまゆうの里 デイサービス
(4) 事業所の所在地 宮崎県日南市大字楠原1840番地
(5) 電話番号 0987-21-2118
(6) 事業所 管理者 河野 光太
(7) 当施設の運営方針 (利用者の状況に応じて、利用者の満足のいくサービスを提供し続ける。)
(8) 開設年月 平成11年12月1日
(9) 利用定員 40名
(10) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の業務もあわせて実施しています。
日南市日常生活支援総合事業 通所型サービス

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 原則として日南市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(定休日 土曜日・日曜日及び1月1日2日)
受付時間	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～金 9時30分～15時40分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	(1)	1名
2. 事務員		名
3. 生活指導員	1	1名
4. 介護職員	4	4名
5. 看護職員	1	1名
6. 機能訓練指導員		
7. 介護支援専門員		名
8. 栄養士	兼務	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間 8時30分～17時30分 毎週月～土 ☆原則として利用者5名に対して介護職員1名配置
2. 介護職員	
3. 看護職員	☆原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練職員（兼務）	☆看護師が兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ①利用料金が介護保険から給付される場合
- ②利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

☆共通的サービス

・契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

①食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

②送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

③個別機能訓練（現在休止中）

機能訓練指導員により、ご契約の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、運動機能向上のための訓練を実施します。

☆利用する曜日や内容等については、介護サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、通所介護計画に定めます。

☆ただし、契約者の状態の変化、介護サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金によって、ご契約者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた

金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の介護度に応じて異なります。）

（1）通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】 通常営業時間 6時間以上7時間未満

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 (=基本利用料の 1割)※（注2） 参照	利用者負担金 (=基本利用料の 2割)※（注2） 参照	利用者負担金 (=基本利用料の 3割)※（注2） 参照
4時間以上 5時間未満	要介護1	3 8 8 0円	3 8 8円	7 7 6円	1 1 6 4円
	要介護2	4 4 4 0円	4 4 4円	8 8 8円	1 3 3 2円
	要介護3	5 0 2 0円	5 0 2円	1 0 0 4円	1 5 0 6円
	要介護4	5 6 0 0円	5 6 0円	1 1 2 0円	1 6 8 0円
	要介護5	6 1 7 0円	6 1 7円	1 2 3 4円	1 8 5 1円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5 7 0 0円	5 7 0円	1 1 4 0円	1 7 1 0円
	要介護2	6 7 3 0円	6 7 3円	1 3 4 6円	2 0 1 9円
	要介護3	7 7 7 0円	7 7 7円	1 5 5 4円	2 3 3 1円
	要介護4	8 8 0 0円	8 8 0円	1 7 6 0円	2 6 4 0円
	要介護5	9 8 4 0円	9 8 4円	1 9 6 8円	2 9 5 2円
6時間以上 7時間未満 (通常営業 時間)	要介護1	5 8 4 0円	5 8 4円	1 1 6 8円	1 7 5 2円
	要介護2	6 8 9 0円	6 8 9円	1 3 7 8円	2 0 6 7円
	要介護3	7 9 6 0円	7 9 6円	1 5 9 2円	2 3 8 8円
	要介護4	9 0 1 0円	9 0 1円	1 8 0 2円	2 7 0 3円
	要介護5	1 0 0 8 0円	1 0 0 8円	2 0 1 6円	3 0 2 4円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が、前年度の同月と比べ5%以上の減少が生じた際には、基本サービス費の3%分が上乗せされます。

新型コロナウィルス感染対策として令和3年4月1日から同年9月30日までの間、所定の単位数の0.1%に相当する単位数を算定します。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (=基本利用料 の1割)※(注2) 参照	利用者負担金 (=基本利用料 の2割)※(注 2)参照	利用者負担金 (=基本利用料 の3割)※(注 2)参照
入浴加算	利用者の入浴介助を行つた場合	4 0 0円	4 0円	8 0円	1 2 0円
サービス提供体制 加算III	当該加算の体制・人材要件 を満たす場合（1回につき）	6 0円	6円	1 2円	1 8円
介護職員 処遇改善加 算II	当該加算の算定要件を満 たす場合（注3） ※加算I～IIIのいずれか1つを算 定する	1月の利用料金 (基本部分+各種 加算減算)の9. 0%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

（注3） 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担 金（1割）	利用者負担 金（2割）	利用者負担 金（3割）
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	当該減算の要件に該当した場合（1日につき）	—940円	—94円	—188円	—282円
事業所の送迎を利用しない場合、送迎減算を算定	当該減算の要件に該当した場合（片道につき）	—470円	—47円	—94円	—141円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）*

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり 550円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき、 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代： 実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振り込み

宮崎銀行 飯肥支店	普通預金 1229174
(名義) はまゆうの里デイサービス	
理事長 河野 洋徳	

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

☆月のサービス利用日や回数については、契約書の状態の変化、介護サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護支援事業者と調整の上、介護サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者 河野 光太

○受付時間 毎週 月曜日～ 土曜日

8：30 ~ 17：30

また、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日南市・ 介護保険担当課	所在地 日南市中央通り1-1-1 電話番号 0987-31-1160 FAX 0987-31-0288 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-35-5111 FAX 0985-25-0260 受付時間 8：30～17：00
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎市原町22番地 電話番号 0985-22-3145 FAX 0985-27-9003 受付時間 8：30～17：00
第三者委員 増田 憲弘 笠 翁輔	住所 宮崎県日南市吉野方7181番地1 電話番号 0987-25-4938 住所 宮崎県日南市飯肥7丁目2番37号 電話番号 0987-25-0424

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

はまゆうの里 デイサービス

説明者職名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

住 所

氏 名 印

代理人住所

代理人氏名 印 (続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 1部地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 3341.6 m² (383.78)
- (3) 事業所の周辺環境*
(騒音、日当たり等)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

5名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員 … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員 … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員 … ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。 (看護職員兼務)

管理栄養士 … 昼食の献立作成及び栄養ケアを担当します。

1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

①当事業所の通所介護計画等の作成に関して経験のある者に必要な調査等の業務を担当させます。



②担当者は通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③通所介護計画は、介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更します。

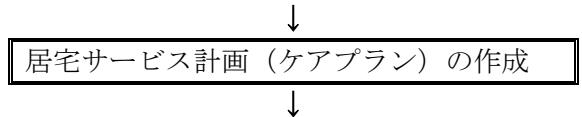


④通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認して頂きます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①介護認定を受けている場合

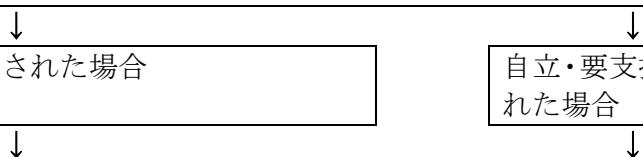
- 居宅介護支援事業所の紹介、調整・連絡等必要な支援を行います。
 - 担当の介護支援専門員のアセスメント等により通所介護が必要と判断され、はまゆうの里デイサービスのご利用をご希望される場合には、契約を締結いたします。



- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
 - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

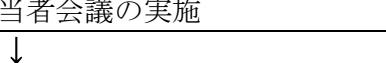
②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等への連絡・調整等）
 - 居宅介護支援事業所の紹介、調整・連絡等必要な支援を行います。
 - 担当の介護支援専門員のアセスメント等により通所介護が必要と判断され、はまゆうの里デイサービスのご利用をご希望される場合には、契約を締結いたします。
 - 暫定期的な認定区分にて通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して頂きます。

- 契約は終了します。
 - 既に実施されたサービスの料金は全額自己負担となります。



- 作成された居宅サービス計画に沿って通所介護計画を変更し、それに基づきご契約者にサービスを提供します。
 - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い頂きます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了日より2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス提供者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. 通所介護従事者の禁止行為

通所介護従事者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者または家族等からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を補するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。（事故記録は契約終了日より2年間保存いたします）

8. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

9. 虐待の防止について

①当事業所は利用者等の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

②虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 河野 光太

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者

に周知徹底を図っていきます。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対して、当事業所従事者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに、これを市町村へ通報します。

10. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合に等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときには利用者に対して説明し同意を得た上で次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合には身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業所として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

① 緊急性…ただちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

②非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

③一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合にはただちに身体拘束を解きます。

11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②認定調査によりご契約者の心身の状況が要支援1・要支援2又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「介護サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス料金の支払いが3か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の意思への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

家族等緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
	勤務先	
主治医	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	

13. 第三者評価の実施状況について

当施設では第三者評価は実施しておりません。